

高校生等奨学給付金 申請の御案内

(佐賀県立校以外の国公立高等学校等在籍者保護者向け)

非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援します!

①支給対象者 ※次のすべてに該当する世帯

- ・保護者等が佐賀県内に住所を有している
- ・今年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯(7月1日時点で非課税とみなせる世帯※を含む)又は7月1日時点で生活保護(生業扶助)を受給している世帯
 - ※ 6月末までに家計が急変したことにより、保護者等の収入が非課税相当額まで激減した世帯を指します。詳細は「⑦お問合せ・提出先」に記載の教育総務課へお問合せください。
- ・生徒が高等学校等就学支援金を受ける資格を有している
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

②支給額(返還不要) ※世帯の状況により支給額が異なります

- ・生徒1人につき、年1回支給します。
- ・新入生に対する前倒し給付を受けた場合、7月1日現在の状況を改めて申請してください。受給要件を満たしていれば、7~3月分相当額(年額から前倒し支給額を引いた額)を受給することができます。
(目的:教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、修学旅行費等の負担軽減)

対象	全日制・定時制		通信制	
	年額	前倒し支給額 (4~6月分相当額) <年額×1/4>	年額	前倒し支給額 (4~6月分相当額) <年額×1/4>
生活保護 受給世帯	32,300円	8,075円	32,300円	8,075円
非課税世帯	143,700円	35,925円	50,500円	12,625円

※令和7年度の支給額は、令和6年度の支給額から変更となりました。

令和6年度:非課税世帯の第1子単価122,100円、第2子以降単価143,700円

令和7年度:非課税世帯の第1子単価を第2子以降の単価と同額とする

③提出書類

世帯の状況に合わせて、下記の書類を提出してください。

生活保護 (生業扶 助受給) 世帯の方	☐ 奨学給付金支給申請書 ☐ 口座振替依頼書 ※口座指定は申請者名義の普通預金口座に限ります。 ☐ 申請者名義の口座が確認できる書類(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(か)がわかる通帳やキャッシュカードの写し) ☐ 在学証明書 ※様式は、指定の様式を使用し、在学する高等学校等で証明を受けてください。 ☐ 生業扶助(高等学校等就学費)受給状況証明書 又は生活保護受給証明書(写しでも可) (令和7年7月1日時点での生業扶助受給の有無が確認できるもの) ※生活保護受給証明書は、福祉事務所などで取得することができます。
非課税 世帯の方	☐ 奨学給付金支給申請書 ☐ 口座振替依頼書 ※口座指定は申請者名義の普通預金口座に限ります。 ☐ 申請者名義の口座が確認できる書類(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(か)がわかる通帳やキャッシュカードの写し) ☐ 在学証明書 ※様式は、指定の様式を使用し、在学する高等学校等で証明を受けてください。 ☐ 下記のいずれかひとつの書類(いずれも保護者等全員分) ①個人番号利用目的同意書 兼 個人番号提供書 ※個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等を貼付または添付のうえ提出してください。 ②令和7年度課税(非課税)証明書等の写し ☐ 扶養誓約書(該当者のみ) ※親権者又は未成年後見人がいない場合に生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合提出
家計急変 世帯の方	☐ 奨学給付金支給申請書 ☐ 口座振替依頼書 ※口座指定は申請者名義の普通預金口座に限ります。 ☐ 申請者名義の口座が確認できる書類(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(か)がわかる通帳やキャッシュカードの写し) ☐ 在学証明書 ※様式は、指定の様式を使用し、在学する高等学校等で証明を受けてください。 ☐ 家計状況申立書 ☐ 下記のいずれかひとつの書類 ①離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など、家計急変の発生を証明する書類 ②会社作成の給与見込証明書など、家計急変前1か月及び家計急変後1年間の収入見込額を証明する書類 ※①②のいずれの書類もない場合は、家計急変前1か月及び家計急変後3か月の給与支給明細書または売上げを示す書類等

※上記以外でも、必要に応じて書類を提出をお願いする場合があります。

○口座振替申出書について

- ・口座は、申請者(保護者等)名義の普通預金口座に限ります
- ・口座が確認できる書類(例:ゆうちょ銀行の場合)

記号	番号
おなまえ	
様	

申請者の氏名と同じ

振込先口座番号等

○

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される場合は次の内容をご指定ください

【店名】 ○○○

【店番】 ○○○ 【預金種目】 普通預金 【口座番号】 ○○○○○○

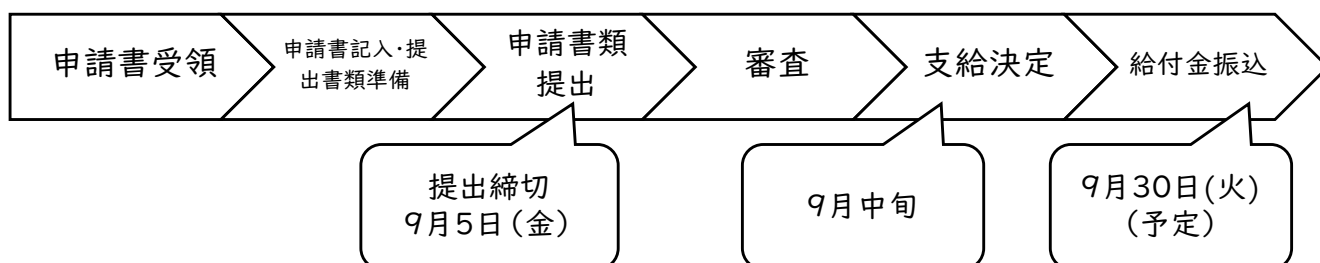
④申請書受付期間

令和7年9月5日(金)まで

- ・教育総務課への郵送又は教育総務課窓口で申請書を受け付けます。
※土曜日曜祝日及び勤務時間外の受付は行いませんので、御注意ください。
個人番号を含む申請書類を郵送される場合は、簡易書留でお願いします。

- ・7月以降の家計急変による申請の場合は令和8年2月20日(金)まで随時受け付けます。

⑤申請から支給までの流れ



⑥申請にあたっての注意事項

- ・申請書は、『申請書記入例』を参考に記入してください。
- ・記入誤りを訂正するときは、二重線を引き余白に記入してください。
- ・事実と異なる内容の申請により本来受けることができない給付金を受けた場合は、給付金全額の即時の返還と違約金が課せられることになります。
- ・佐賀県に申請される場合は、他の都道府県への申請はできません。
- ・給付金は、生徒の教育費に使用し、学校徴収金に未納がないようにしてください。
- ・給付金を学校徴収金へ充当することも可能です。充当を御希望の方は学校事務室へ御相談ください。

⑦お問合せ・提出先

佐賀県教育委員会事務局 教育総務課(国公立の高校)
〒840-8570 佐賀市城内1-1-59 佐賀県庁旧館2階
TEL:0952-25-7223 FAX:0952-25-7281
メールアドレス:kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp